

森林経営管理制度（同法）に基づく私有林の経営管理について

2021. 9. 1 矢板市農林課林政担当

1 概要

森林経営管理制度（H31. 4～）は、経営管理が行われていないスギ・ヒノキ等の森林について、矢板市が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するものです。

市が行う「森林経営管理に関する意向調査」等により森林所有者から経営管理の依頼があった森林を対象に、適切な経営管理が必要と認められる場合、本制度に基づき、森林調査、計画作成及び間伐等の森林経営管理に取り組みます。

【間伐】：植栽木の成長に伴い、混み過ぎた林内の立木を一定割合抜き伐りし、残存木の成長を促進させる行為。（地形等の条件が良く採算が取れる場合は、間伐木の搬出を行う。）



2～4、5の(1)(3)へ

2～4、5の(1)(2)へ

2 森林所有者現地確認等

森林所有者等の立会いのもと、樹種、林齢、面積、境界、施業履歴、林道等の有無について確認し、併せて、経営管理（間伐、主伐（皆伐）・再造林等）の必要性について検討します。



境木（シラビ）



境界杭



現地確認

3 周囲測量の実施

森林管理の対象面積を把握するため、コンパスによる測量（方位角、高低角、斜距離）を実施します。（簡易測量であるため、精度を要する境界測量とは異なります。）

※ 地籍測量が実施され境界が明確化されている場合は、測量を行いません。



※ 仮杭設置や灌木の刈払いを実施する場合があります。

4 『経営管理権集積計画』の作成

(1) 【市】と【森林所有者】の間で、

- ① 対象森林の所在・面積・樹種等
- ② 経営管理の期間（5年～20年程度）
- ③ 経営管理の内容（間伐、主伐、再造林等）
- ④ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などについて基本的な事項を記載した【経営管理権集積計画】を作成します。

(2) 市が【集積計画】を公告することにより『経営管理権』を設定し、正式に森林の経営管理を担います。

経営管理権集積計画

順 号	集積区分	経営管理権内認定を受ける森林計 (D)		【見附】 認定された森林 (面積、樹種、林齢)		【見附】 認定された森林の面積 (面積、樹種)		【見附】 認定された森林の面積 (面積、樹種)	
		面積 (㎡)	樹種	面積 (㎡)	樹種	面積 (㎡)	樹種	面積 (㎡)	樹種
1	矢板市指定 上平次	1,199	赤松林	7	山杉	0.29 (9.4%)	山杉	2020.3.1	75年 (2042.3.31)
2	矢板市指定 下平次	1,199	赤松林	7	山杉	0.29 (9.4%)	山杉	同上	同上
3									
4									
5									
6									
7									
8									

経営管理権集積計画（矢板市の例）

5 集積計画に基づく経営管理の実施

(1) 標準地調査の実施

林内の成立密度や成長状況を把握するため、林小班（樹種や林齢のまとまり）ごとに標準的なエリアを1haあたり1箇所（500㎡：25m×20mなど）設定し、立木の胸高直径及び樹高を測定します。

また、間伐を計画する場合は間伐木の選定を行い、委託設計などの資料とします。



選木・胸高直径測定



樹高測定

(2) 『間伐等の保育施業』が必要な「林業経営に適さない森林」の場合

市が森林環境譲与税を活用して保育間伐等を実施します。（林業事業者へ委託発注）

【森林環境譲与税】

森林経営管理制度の導入を踏まえて、喫緊の課題である森林整備や林業担い手不足等への確に対応していくため、令和6（2024）年度から国税として1人年額1,000円を賦課することとされており、令和元（2019）年度から、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準に基づき、市町や県に対し一定額が譲与されています。



間伐（選木・伐倒・玉切り等）

つる切り

※ 原則として森林所有者の経費負担はありません。

(3) 『利用間伐』又は『主伐(皆伐)』が可能な「林業経営に適する森林」の場合

① 県が選定した「意欲と能力のある林業経営者」へ、金銭見積を含んだ施業の提案を依頼し、最も優れた内容(高収益性)を提案した者を選定します。

② 集積計画に基づき、【市】と【選定業者】との間で、

ア 対象森林の所在・面積・樹種等

イ 経営管理実施の期間(※主伐を含む場合は15年以上とします。)

ウ 経営管理実施の内容

エ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などの基本的な事項を記載した【経営管理実施権配分計画】を作成し、双方の合意形成を図ります。

経営管理実施権配分計画(矢板市の公告例)

③ 市が【配分計画】を公告し、選定業者が『経営管理実施権者(再委託者)』となります。

④ 経営管理実施権者は、善良なる管理者の注意をもって森林所有者の利益に最も適合するように配慮し、配分計画に基づき、利用間伐又は主伐・再造林等の施業を実施します。



機械による伐採・造材



山土場への集運材



市場等への運材



木材販売（市場等）



主伐後の再造林



下刈作業

(A) 主伐（皆伐）について

配分計画において、所有者に支払う主伐時の利益を「企画提案時の見積額」と定めた場合、経営管理実施権者は、配分計画の公告後、森林所有者へ同見積額を支払います。（一例）

主伐を行う場合、経営管理実施権者は、再造林・下刈等の保育・その他経営管理（森林保険加入等）に要すると見込まれる額を見積額に含めるとともに、実施に当たっては適切に留保し、主伐後の一定期間の経営管理に充てます。

(B) 利用間伐について

経営管理実施権者は、実際に木材を販売して得られた収入額から 伐採・販売等の経費を差し引いた利益相当額を 森林所有者へ支払います。

⑤ 市の役割

ア 対象森林について巡視を行うとともに、経営管理実施権者から森林の経営管理状況について年1回報告を徴収し、状況の確認及び必要に応じた指導等を行います。

イ 森林経営に関する情報について、森林所有者へ提供します。

※ 経営管理実施権者は、国の補助制度を活用して利用間伐や造林・保育を行うため、そのため必要となる森林法第11条に基づく「森林経営計画」の作成等にご協力をお願いします。